○あきる野市消防団員準中型自動車免許取得費補助金交付要綱

令和７年３月３１日
通達第２３号

（趣旨）

第１条　この要綱は、あきる野市消防団の運営機能の維持を図るため、道路交通法（昭和３５年法律第１０５号。以下「法」という。）第８４条第３項に規定する準中型自動車免許（以下「準中型免許」という。）を取得するあきる野市消防団員（以下「団員」という。）に対し、準中型免許の取得に要する経費を補助するに当たり、あきる野市補助金等交付規則（平成７年あきる野市規則第２９号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者）

第２条　補助対象者は、次の各号のいずれにも該当する団員とする。

（１）　平成２９年３月１２日以降に初めて普通自動車免許を取得した団員又は取得しようとする団員

（２）　所属する分団の分団長（分団長にあっては団長とする。以下同じ。）が推薦する団員

（３）　準中型免許取得後、継続して５年以上団員として在職し、消防団活動に従事することを誓約する団員

（４）　既に納期の経過した分の市税を完納している団員

（５）　分団長、副分団長又は総重量３．５トン以上の車両を運用している部に所属する団員

（補助対象経費）

第３条　補助対象経費は、法第９９条第１項に規定する指定自動車教習所（以下「教習所」という。）において、準中型免許を取得する場合に要する入所金、教習料金、学科教本代、教習コース使用料、教習所入所後最初に受ける検定に要する経費その他市長が必要と認める経費とする。ただし、次に掲げる経費を除く。

（１）　普通自動車免許を取得していない団員が普通自動車免許と準中型免許を併せて取得しようとする場合における普通自動車免許のみの取得に係る経費

（２）　補講費、再試験費等の教習所が定める規定時間を超えた経費

（補助金額）

第４条　補助金の額は、予算の範囲内において、前条に規定する補助対象経費の合計額から他の補助金等の交付を受けた額を控除した額とする。

（交付申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする者は、所属する分団の分団長の推薦を受けた上で、あきる野市消防団員準中型自動車免許取得費補助金交付申請書兼誓約書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

（１）　普通自動車免許証の写し又は法第９５条の２第２項に規定する特定免許情報（以下「特定免許情報」という。）が確認できる書類（普通自動車免許を取得していない団員が普通自動車免許と準中型免許を併せて取得しようとする場合を除く。）

（２）　準中型免許の取得に要する経費の明細が確認できる見積書等の写し

（３）　その他市長が必要と認める書類

（交付決定等）

第６条　市長は、前条の規定による申請を受けた場合において、その内容を審査し、補助の可否を決定し、あきる野市消防団員準中型自動車免許取得費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第２号）により当該申請をした者に通知するものとする。

（事業内容の変更等）

第７条　補助金の交付決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、補助事業の内容の変更又は中止若しくは廃止をしようとするときは、あきる野市消防団員準中型自動車免許取得事業変更等承認申請書（様式第３号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

（１）　変更内容が分かる書類

（２）　その他市長が必要と認める書類

２　市長は、前項の規定による申請を受けた場合において、補助事業の内容の変更又は中止若しくは廃止を承認したときは、あきる野市消防団員準中型自動車免許取得事業変更等承認書（様式第４号）により当該補助決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第８条　補助決定者は、準中型免許の取得が完了した日から起算して２月以内に、あきる野市消防団員準中型自動車免許取得費補助金実績報告書（様式第５号）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

（１）　取得した準中型免許証の写し又は特定免許情報が確認できる書類

（２）　準中型免許の取得に要した経費の明細が確認できる領収書等の写し

（３）　その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第９条　市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、その内容を精査し、適当と認めるときは、速やかに補助金の額を確定し、あきる野市消防団員準中型自動車免許取得費補助金交付額確定通知書（様式第６号）により当該補助決定者に通知するものとする。

（交付請求）

第１０条　前条の規定により補助金の額の確定を受けた補助決定者は、速やかにあきる野市消防団員準中型自動車免許取得費補助金交付請求書（様式第７号）により市長に請求しなければならない。

（交付）

第１１条　市長は、前条の規定による請求を受けたときは、速やかに補助金を交付する。

（決定の取消し）

第１２条　市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（１）　偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

（２）　正当な理由がなく、第２条第３号の規定に違反したとき。

（３）　準中型免許を取得しなかったとき。

（４）　その他市長が不適当と認める事由が生じたとき。

（補助金の返還）

第１３条　市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じなければならない。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

様式第１号（第５条関係）

年　　月　　日

あきる野市長　殿

申請者　あきる野市消防団第　分団第　部
住所
氏名
電話番号

あきる野市消防団員準中型自動車免許取得費補助金交付申請書兼誓約書

あきる野市消防団員準中型自動車免許取得費補助金の交付について、あきる野市消防団員準中型自動車免許取得費補助金交付要綱第５条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。なお、申請にあたり、市税の収納状況を確認することを承諾します。

記

１　補助金申請額　　円

２　事業実施予定期間　　年　　月　　日　から　　年　　月　　日まで

３　この補助金以外の免許取得補助金等の有無
無　・　有　（補助金額　　円、交付団体等　　）

４　添付書類
（１）　普通自動車免許証の写し又は特定免許情報が確認できる書類（所持していない場合は不要）
（２）　準中型免許の取得に要する経費の明細が確認できる見積書等の写し
（３）　その他市長が必要と認める書類

上記のとおり、所属団員が補助金を申請することを推薦します。

あきる野市消防団第　分団
分団長　　印

誓約書

当該補助金の対象となる準中型免許取得の日から５年以上あきる野市消防団員として活動することを誓います。

年　　月　　日

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※　自筆による署名又は記名押印のいずれかとしてください。

様式第２号（第６条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

あきる野市長　　印

あきる野市消防団員準中型自動車免許取得費補助金交付（不交付）決定通知書

年　　月　　日付けで申請のあったあきる野市消防団員準中型自動車免許取得費補助金の交付について、あきる野市消防団員準中型自動車免許取得費補助金交付要綱第６条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

１　補助金を交付します。

（１）　補助金交付決定額　　円

（２）　交付の条件

ア　この補助金は、指定された事業以外に使用してはならない。

イ　補助事業の内容の変更又は中止若しくは廃止をしようとするときは、市長の承認を受けなければならない。

ウ　補助事業が完了したときは、実績報告書を２月以内に提出しなければならない。

エ　あきる野市補助金等交付規則及びこの交付の条件に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付してある補助金の返還を命ずることがある。

２　補助金を交付しません。

不交付の理由

様式第３号（第７条関係）

第　　号
年　　月　　日

あきる野市長　殿

申請者　住　　所
氏　　名
電話番号

あきる野市消防団員準中型自動車免許取得事業変更等承認申請書

年　　月　　日付け　　第　号で交付決定のあったあきる野市消防団員準中型自動車免許取得事業について、内容の変更等（内容の変更・中止・廃止）をしたいので、あきる野市消防団員準中型自動車免許取得費補助金交付要綱第７条第１項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

１　申請区分（該当する□にレ印を付けてください。）
□　内容の変更
□　中止
□　廃止

２　内容の変更又は中止若しくは廃止の理由

３　添付書類
（１）　変更内容が分かる書類
（２）　その他市長が必要と認める書類

様式第４号（第７条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

あきる野市長　　印

あきる野市消防団員準中型自動車免許取得事業変更等承認書

　　年　　月　　日付けで申請のあったあきる野市消防団員準中型自動車免許取得事業について、あきる野市消防団員準中型自動車免許取得費補助金交付要綱第７条第２項の規定により、下記のとおり内容の変更等（内容の変更・中止・廃止）を承認したので通知します。

記

１　内容の変更
（１）　既交付決定額　　円
（２）　変更交付決定額　　円
（３）　差引額　　円

２　中止・廃止

様式第５号（第８条関係）

年　　月　　日

あきる野市長　殿

住　　所
氏　　名
電話番号

あきる野市消防団員準中型自動車免許取得費補助金実績報告書

年　　月　　日付け　　第　号で交付決定のあったあきる野市消防団員準中型自動車免許取得事業が完了したので、あきる野市消防団員準中型自動車免許取得費補助金交付要綱第８条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

１　補助事業完了年月日　　年　　月　　日

２　補助金の交付決定額　　円

３　補助金の対象経費　　円

４　添付書類

（１）　本事業で取得した準中型免許証の写し又は特定免許情報が確認できる書類

（２）　準中型免許の取得に要した経費の明細が確認できる領収書等の写し

（３）　その他市長が必要と認める書類

様式第６号（第９条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

あきる野市長　　印

あきる野市消防団員準中型自動車免許取得費補助金交付額確定通知書

年　　月　　日付けで報告のあったあきる野市消防団員準中型自動車免許取得費補助金について、あきる野市消防団員準中型自動車免許取得費補助金交付要綱第９条の規定により、下記のとおり確定したので通知します。

記

補助金交付確定額　　円

様式第７号（第１０条関係）

年　　月　　日

あきる野市長　殿

住　　所
氏　　名
電話番号

あきる野市消防団員準中型自動車免許取得費補助金交付請求書

年　　月　　日付け　　第　号で交付額が確定したあきる野市消防団員準中型自動車免許取得費補助金について、あきる野市消防団員準中型自動車免許取得費補助金交付要綱第１０条の規定により、下記のとおり請求します。

記

１　請求金額　　円

２　振込先

金融機関名	銀　　行 信用金庫 農業協同組合 信用組合 労働金庫							本　店 支　店 出張所	
種　　目	普通　・　当座	口座番号							
フリガナ									
口座名義									

様式第１号（第５条関係）
様式第２号（第６条関係）
様式第３号（第７条関係）
様式第４号（第７条関係）
様式第５号（第８条関係）
様式第６号（第９条関係）
様式第７号（第１０条関係）